

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」といいます。）第八条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和五年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 試験の日時及び場所

1 日時 学科試験 令和五年十月三十一日（火曜日）午前十時から

実技試験 令和五年十一月十六日（木曜日）午前九時から

2 場所 学科試験 奈良市西木辻町九三の六 エルトピア奈良

実技試験 奈良市西木辻町一九一の二 奈良調理短期大学校

二 試験科目

1 学科試験

(一) 水産食品の衛生に関する知識

(二) ふぐに関する一般知識

2 実技試験

(一) ふぐの種類及び臓器の鑑別

(二) ふぐの処理に関する実技

三 事前申込み並びに受験願書の配布及び提出について

1 事前申込みについて

(一) 事前申込受付期間

令和五年八月十四日（月曜日）から同月二十九日（火曜日）まで

(二) 事前申込方法

奈良県電子申請システムにおいて、必要な事項を入力して申し込んでください。会場定員を超える事前申込みがあった場合、抽選等により受験者を決定することがあります。

なお、抽選等を行う場合、現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所を有している者を優先して受験者と認めます。

2 受験願書等の配布

受験者に対し、試験案内及び受験願書を送付します。

3 受験願書等の提出

(一) 提出期間

試験案内に記載された期間内に提出してください。

(二) 提出先

(1) 現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所を有している者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所地を管轄する次の表の保健所の長へ提出してください。

名称	所在地	管轄区域
奈良県郡山保健所	大和郡山市満願寺町六〇の一	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡
奈良県中和保健所	橿原市常盤町六〇五の五	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡及び北葛城郡
奈良県吉野保健所	吉野郡下市町大字新住一五の三	吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
奈良県吉野保健所 五條出張所	五條市岡口一の三の一	五條市並びに吉野郡野迫川村及び十津川村
奈良市健康医療部 保健所	奈良市三条本町一三の一	奈良市

(2) 現に県内においてふぐの処理に従事していない者であって県内に住所を有していないものは、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（奈良市

登大路町三〇番地）に提出してください。

(三) 提出方法

提出先に簡易書留で郵送してください。

四 提出書類

1 受験願書 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの

2 添付書類 写真（出願前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽かつ正面上半身のもの）二枚

五 受験手数料

七千四百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

六 受験票の交付等

1 受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。

2 受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

七 合格発表

令和五年十二月十五日（金曜日）午前十時に県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示し、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課ホームページにおいて合格者の受験番号を掲載するとともに、本人に通知します。

八 合格証書の交付

合格者には、ふぐ処理師試験合格証書を交付します。

九 その他

この試験についての問合せは、奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課において受け付けます。